

令和4年度皆野町中小企業振興資金のご案内



皆野町では、町内中小企業者の資金繰りを支援するため、金融機関と連携し、低金利で手続きが簡単な特別融資を実施しています。

受付期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日（融資総額の範囲内）
融資総額	2億円
資金使途	運転資金・設備資金
対象	皆野町内に店舗、工場または事業所（法人の場合は本社）を有する中小企業者であって、町税を完納している方
融資限度額	2,000万円
利率	実質0.55%（令和4年4月1日時点） 融資実行時の長期プライムレートと同率で融資 利率の2分の1を限度として、融資額に対する利子を町が補助します。 事業者の方は、補助分を除いた額で返済することが出来ます。
融資期間	運転資金7年以内（据置6か月以内） 設備資金10年以内（据置6か月以内）
信用保証	実質0.6% 信用保証協会に支払った信用保証料の0.6%を超える部分を町が補助
償還方法	原則として元金均等分割返済
担保・連帯保証人	必要に応じて
申し込み	取扱金融機関を通じて産業観光課で受付

※本融資は毎年度予算の範囲内で実施するものです。予算を超過した場合は申込できない場合があります。

【取扱金融機関】 埼玉りそな銀行 秩父支店
埼玉信用組合 皆野支店 埼玉縣信用金庫 秩父支店
武蔵野銀行 秩父支店 東和銀行 秩父支店
足利銀行 秩父支店 商工中金 熊谷支店

※同時に複数の金融機関への申請はできません。

お問い合わせ：皆野町役場産業観光課 商工観光担当 ☎62-1462

2022/4 版